

令和5年度「誰もが気軽にスポーツに親しめる場づくり総合推進事業（民間スポーツ施設の公共的活用推進事業）」

NO	質問	回答	日付
1	公共的活用の取組について、障害児の運動・スポーツの場がないといった課題に対する対応策としての取組を考えているが、本事業の趣旨としてずれてはいないか。	特段、問題ございませんが、それだけではまちづくり等の波及はないため、「共生社会の実現」に向けて1歩として扱うなど、まちへの展開を検討いただけますと幸いです。	11月9日
2	本事業は、民間スポーツ施設の空き時間を公共的な観点で活用するといった内容だと認識しているが、空き時間について全体に占める割合を想定しているのか。	特に、空き時間の時間や全体の割合等の条件は設定しておりません。	11月9日
3	フィットネスクラブでの取組を主とした内容を検討しているが、本事業の趣旨として問題ないか。	本事業は、個人所有の町道場や球技場（町道場等）、企業が所有している福利厚生施設（職場スポーツ施設）を対象としており、フィットネスクラブ単体での余剰時間を活用した取組は、対象外です。町道場等・職場スポーツ施設を主施設とし、フィットネスクラブ等の他の施設と連携した取組であれば、本事業の対象とします。	11月9日 11月13日
	※今後、問合せがあった質疑・回答については、随時掲載予定。		